

平成30年度 事務職員等配置基準

教育人事課

平成30年度大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱第2項第4号9の規定に基づき、次のとおり事務職員等の配置基準を定める。

併せて、非常勤職員及び賃金職員の配置について定めるものとする。

I 正規事務職員

- 1 学校支援センター（以下「支援センター」という。）には、正規の事務職員を配置する。
- 2 平成29年度の学校基本調査における児童・生徒数（以下「児童・生徒数」という。）が250名以上の学校には、原則として、正規の事務職員を配置する。
- 3 職員の一層の資質向上を図るため、学校・学校支援センター間と県教育委員会・市町村教育委員会間及び県立学校との人事異動を促進する。

II 非常勤職員等

- 1 児童・生徒数が80名以上で、かつ、正規の事務職員が配置されない学校には、原則として、非常勤職員を1名配置する。
- 2 連携校のうち、事務職員未配置校の合計数が支援センターの職員数を上回る場合は、当該支援センターに非常勤職員を1名配置する。
- 3 連携校のうち、事務職員未配置校で新任の教頭が配置される学校については、4月の1月間、賃金職員を1名配置する。

III その他

- 1 統廃合や新たに学校が設置される場合は、統合・廃止前の各学校の児童・生徒数の合計数に基づいて事務職員等の配置を決定する。
- 2 児童・生徒数が250名以上の学校が1以下の市町については、「人材育成枠」として2名を限度に正規職員を当該市町域内の学校に配置する。